

早期発見、早期治療が大切です

健康診断 予約受付中

生活習慣病健診 8,000 円～
人間ドックコース 35,000 円～

個人事業主の方は健康診断を受診する機会が少ないです。ただ、健康が収入に直結する個人事業主の方こそ健康診断はとても大事です。そこで青梅青色申告会では会員さんへの福利厚生事業として、青梅市にある「新町クリニック」と提携し健康診断を5月と8月に実施しております。毎年多くの会員の方が受診されています。年に1回の受診が推奨されていますので、この機会にぜひご利用ください。詳しくは同封のチラシをご覧ください。

日時：5月6日（土）～5月31日（水）、8月1日（火）～8月31日（木）
場所：新町クリニック健康管理センター
受診内容：同送のチラシをご覧ください
申込方法：同送の申込用紙（パンフレット裏面）を記入し、青色申告会へお申込みください



無料相談室のお知らせ

税理士

「税理士による無料税務相談会」を開催いたします。判断の難しい「相続」「譲渡」「法人成り」等について、東京税理士会青梅支部の協力を得て、税理士による相談会を実施いたします。
【実施日】 6、7、9、10、11、12月の第2水曜日に実施予定
【内容】 「相続」「譲渡」「法人成り」等、税務に関する各種ご相談
【会場】 青梅青色申告会館3階 会議室
【時間】 各回とも 10、11時／13、14、15時（お1人1件1時間）

生命保険

「入りたいけどどれがいいの?」「入っているけど毎月の金額が高い」など、何かとわからない生命保険。そんな悩みを“ファイナンシャルプランナー”の資格をもった当会のスタッフがご相談させていただきます。
【実施日】 随時受付、ご希望をもとに調整させていただきます
【内容】 生命保険について 【会場】 青梅青色申告会

弁護士

「弁護士による無料法律相談」を随時実施しています。「売掛金の回収」、「取引先とのトラブル」、「相続」、など会員の皆様の事業や生活において生じた法律問題を当会の顧問弁護士に無料でご相談いただけます。
【実施日】 随時受付、ご希望をもとに調整させていただきます
※毎月5名まで、お一人1時間
【内容】 法律に関する各種ご相談
【会場】 田中法律事務所（青梅市東青梅5-16-19）

無料相談室について

【ご予約】 事前予約制

【対象者・費用】 会員・無料

※無料相談後も引き続き税理士、弁護士へのご相談をなさる場合は、別途費用の負担がございます



口座振替のご案内 ※前日までに残高の確認をお願い致します

内容	振替金額	口座振替日
青色共済	加入者お一人につき 6,000 円 (R5年5月～10月分)	4月6日(木)
会費	9,000 円 (R5年4月～9月分)	5月8日(月)

青色申告会の会費は半年分の9,000円を5月と11月の年2回ご登録いただいた口座より引落しさせていただいております。口座のご登録がまだの方は引落日口座の通帳と、銀行印をお持ちください。ご登録がない方は現金での集金になりご不便をおかけしてしまいますのでご協力をお願い致します。

事務局からのお願い

- ・住所変更
- ・事業主の死亡、変更
- ・廃業
- ・会費などの振替口座の変更

などがございましたら、事務局までご連絡ください



河辺温泉梅の湯

河辺駅前河辺タウンビルにあります「河辺温泉梅の湯」の会員割引サービスはR5年3月末で終了となります。

青梅青色申告会会員サービス

パナソニックホームズの

家づくりサポート

特典①

建物本体価格 **5%オフ**

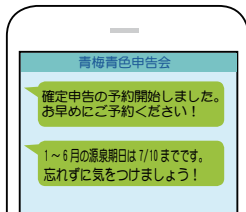
LINE 公式アカウント・青梅青色申告会

LINE でお知らせをご案内

申告会からの案内をLINEにてご案内しております。ご希望の方はQRコードからお友達登録をお願いします。



@qjv4707w



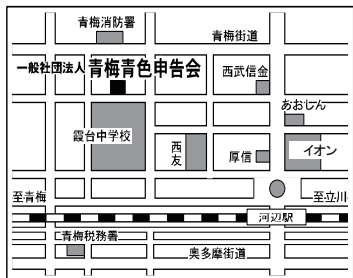
休館日

4月1日、8日、22日の土曜日
4月14日・午後（職員会議の為）
5月13日、27日の土曜日
5月25日・午後（総会の為）
および土曜日の午後、日曜日・祝日



(一社) 青梅青色申告会

〒198-0031 青梅市師岡町4-7-25
TEL：0428-23-0108 FAX：0428-22-4788
受付時間：平日9:00～17:00
土曜9:00～12:00
休館：第2、第4土曜、日曜祝日
（臨時休館の場合HPにて掲示致します）



(一社) 青梅青色申告会

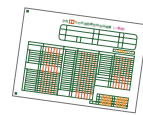
あおいろ
だより

VOL. 182 - 令和5年4月号 -

令和4年分確定申告お疲れ様でした

所得税の確定申告期間中（1月25日～3月15日）の事務局における実績

開館日数	41 日	申告書提出件数 (e-Tax 含む)	2,048 件
来館者数	2,215 名		



※LINE、インターネットからの予約は3月31日で一旦終了とさせていただきます。通常期（4月～12月）のご予約はお電話でお願い致します。通常期のインターネット予約は現在検討中です。再開した場合ご案内致します。

納付方法と期限を確認しましょう！

所得税	
現金納付期限	口座振替
3月15日(水)	4月24日(月)

消費税	
現金納付期限	口座振替
3月31日(金)	4月27日(木)

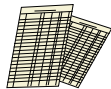
※ 口座振替の方は、必ず前日までに口座残高の確認を！引き落としができなかった場合、完納の日までの延滞税を併せて納付する必要がありますので、ご注意ください。

確定申告に誤りがあった場合は・・・

- 税金を少なく申告した場合は「**修正申告**」という手続きにより、誤った内容を訂正します。誤りに気がついたらできるだけ早く修正申告をおこなってください。手続きにお越しになる場合は、今回の確定申告書、決算書の控え、帳簿、添付書類などをお持ちください。
- 税金を多く申告した場合は、「**更正の請求**」という手続きをおこなってください。ただし、「更正の請求」には期限があり、法定申告期限より5年以内におこなってください。手続きにお越しになる場合は、今回の確定申告書、決算書の控え、帳簿、添付書類などをお持ちください。

会計ソフト帳簿の印刷代行サービス

以前よりご要望の多かった会計データの帳簿印刷サービスを【ご持参いただくもの】 会計ソフトのデータ、決算書・申告書類行っています。面倒な帳簿印刷は事務局でお済ませください！【料金】 1冊3,000円～（印刷した帳簿をファイルに綴じてお渡します）



青色コーナー支援活動

「青色コーナー」は、青色申告制度の普及と記帳能力の向上を目的とし、青梅税務署に設置され長年にわたり申告会がその活動の支援にあたっています。
西多摩地域の一般納税者支援のための「青色コーナー」は、本年は確定申告期前の2月1日から青梅税務署に設置し3月31日までへのべ41日間、6名の専従スタッフと1名の本会スタッフが支援にあたり、700名を超える事業・不動産等の所得者に対し、説明・指導がおこなわれました。
この公益活動は、申告会の活動をより多くの方にご理解いただく本会の重要事業です。



青色コーナーの様子

令和 5 年度事業計画

1. 青色申告制度普及と会勢拡大強化について

青色申告会の使命である青色申告制度の普及推進に本年も尽力してまいります。青色コーナーでの支援活動を通し、一人でも多くの個人事業者に青色申告制度を理解していただけるよう努力いたします。

また、本会事業の最重要課題であります会勢拡大は、社会情勢の変化に合わせた勸奨活動を展開してまいります。

2. 支部活動活性化の取り組みについて

昨年に引き続き、地域活動団体としての申告会の有り方を検討し、支部活動の活性化の基礎となる、申告会会員であるという意識の向上を図るための施策を「支部活動活性化基金」を有効活用し、取り組んでまいります。

3. 関連団体との協働事業の取り組みについて

納税推進協力会の一員として、税務署が主催する事業に関連団体とともに参加し協力してまいります。

4. 指導上の取り組みについて

(1) 適正な記帳の推進

会員に合わせた記帳方法を提案し、帳簿作成の意欲向上を図ります。また、会計ソフトを利用した記帳により複式簿記の推進を図り、青色申告特別控除65万円適用者の拡充を目指します。

(2) 新入会員の退会防止策

1年以内に入会した新入会員を対象に申告会についての説明会を適宜開催し、申告会への理解を深めるとともに、記帳指導等を通して会員とのコミュニケーションを密にし、会の利用度向上を図り退会の防止に努めます。

(3) 「e-Tax」普及の取り組み

会員に対しマイナンバーカードの取得を促し、青色申告特別控除65万円の適用を目標に、会員本人の送信による電子申告のサポートを行い、e-Tax 利用者数の向上に取り組めます。

(4) 「地域指導会」の実施

広域性による会員受益格差を減少させる取り組みとして、支部からの要請があれば出張し記帳指導会を開催致します。

(5) 非会員に対する指導会・講習会の実施

申告会の担う公益事業として、税務当局のご協力を仰ぎ、非会員に対しての記帳指導会を適宜開催し、帳簿作成の重要性について周知を図ります。

(6) 準会員制度の活用

正会員が、廃業後も退会することなく会を利用できるよう準会員への変更を提案をし、会員数の維持を図ります。

(7) 税務・法律相談事業の継続実施

本年も税理士会の特段のご理解、ご協力により月次及び確定申告期の「税務相談室」を実施し会員の税務支援を行います。また、顧問弁護士による「無料法律相談」も継続実施し、会員の抱える様々な問題について相談支援を行います。

5. 広報上の取り組みについて

(1) ホームページの活用

ホームページからの情報取得が普通の社会になり、その重要性は高まるばかりです。ホームページ作成に精通した人材の育成にも取り組み、会の強力な広報事業となることを目指します。

(2) その他広域的広報事業の検討と実施

多摩地区8申告会共同での広報活動に参画し、会員特典のある福利厚生情報の提供及び会員紹介を中心とした機能を有する多摩地区青色申告会のホームページの充実に努め、多摩地域における申告会の認知度を高める事業を実施いたします。

6. 会員の福利厚生のための取り組みについて

事業広報委員会を中心として、会員互助制度の「青色共済」及び「団体保険」への加入促進を図るとともに、レクリエーション事業「会員親睦旅行」並びに健康に関する事業の「健康診断・人間ドック」の充実に努めます。

7. 会員証の有効活用の取り組みについて

多摩地区8申告会の約 48,000 人の会員に配付されている会員証を有効活用するため、各種福利厚生施設との提携を促進するとともに、会員の優待利用にご協力いただける会員事業所の拡大を図り、会員の事業支援の一助とするとともに申告会の福利厚生を充実させる事業に他の7会と共同で取り組みます。

青梅青色申告会は、本年度も基本理念である「会員によって組織された、会員のための申告会」の立場を忘れることなく、真摯に諸事業に取り組み申告会に求められる役割を果たすべく活動してまいります。

令和 5 年度収支予算書

一般社団法人青梅青色申告会		(単位:円)		
科 目	令和5年度予算	令和4年度予算	増減	
I 一般正味財産増減の部				
(1) 経常収益				
特定資産運用利益	2,000	1,500	500	
特定財産受取利息	2,000	1,500	500	
受取入金	80,000	80,000	0	
受取入金	80,000	80,000	0	
受取会費	56,700,000	55,800,000	900,000	
正会員会費収入	56,700,000	55,800,000	900,000	
事業特別会費収入	21,142,000	21,142,000	0	
事業特別会費収入	8,000,000	7,500,000	500,000	
記帳代行収益	5,000,000	5,502,000	△ 502,000	
保険代理店収益	8,000,000	7,500,000	500,000	
受託指導事業収益	750,000	500,000	250,000	
指導資料頒布品収入	140,000	140,000	0	
雑収益	1,000,000	1,000,000	0	
経常収益計	79,672,000	78,023,500	1,648,500	
(2) 経常費用				
事業手数料	62,501,000	61,056,500	1,444,500	
給送料	33,150,000	33,992,000	△ 842,000	
法定福利給付金	4,675,000	4,555,825	119,175	
退職給付金	1,434,025	1,420,410	13,615	
指導頒布品購入費	150,000	483,500	△ 333,500	
広告宣伝費	595,000	680,000	△ 85,000	
慶弔弔金	150,000	150,000	0	
印刷製本費	500,000	500,000	0	
旅費	1,530,000	1,517,000	13,000	
地代家賃	3,162,000	2,581,000	581,000	
水道光熱費	723,000	723,000	0	
通信運搬費	2,975,000	2,125,000	850,000	
消耗品費	1,354,975	1,105,000	249,975	
賃借料	723,000	638,000	85,000	
保険料	213,000	213,000	0	
新聞料	1,291,207	1,291,207	0	
文書印刷費	50,000	50,000	0	
雑費	650,000	650,000	0	
支払手数料	2,800,000	3,000,000	△ 200,000	
研修費	70,000	70,000	0	
会費	1,000,000	1,000,000	0	
燃料費	51,000	51,000	0	
交際費	20,000	20,000	0	
会費	200,000	200,000	0	
臨時費	850,000	850,000	0	
臨時費	3,273,793	2,798,558	475,235	
雑費	400,000	400,000	0	

2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで

科 目	令和5年度予算	令和4年度予算	増減
管 理 費	12,971,000	12,767,000	204,000
給送料	5,850,000	5,998,000	△ 148,000
法定福利給付金	825,000	805,000	22,000
退職給付金	250,000	250,000	0
福利厚生費	90,000	85,000	5,000
広告宣伝費	105,000	120,000	△ 15,000
慶弔弔金	150,000	150,000	0
租税公課	1,500,000	1,500,000	0
印刷製本費	0	0	0
旅費	270,000	267,000	3,000
地代家賃	558,000	455,000	103,000
水道光熱費	127,000	105,000	22,000
減価償却費	0	0	0
通信運搬費	525,000	375,000	150,000
消耗品費	239,000	195,000	44,000
賃借料	127,000	112,000	15,000
保険料	37,000	37,000	0
支払手数料	1,600,000	1,600,000	0
新聞図書費	6,000	6,000	0
研修費	0	0	0
会費	500,000	500,000	0
燃料費	9,000	9,000	0
交際費	0	0	0
保守修繕費	150,000	150,000	0
雑費	50,000	50,000	0
経常費用計	75,472,000	73,823,500	1,648,500
事業活動収支差額	4,200,000	4,200,000	0
II 投資活動収支の部			
1.投資活動収入			
投資活動収入計	0	0	0
2.投資活動支出			
車両運搬具取得支出	0	0	0
建物建築積立引当資産取得支出	4,000,000	4,000,000	0
周年事業積立引当資産取得支出	200,000	200,000	0
CPシステム入替引当資産取得支出	0	0	0
投資活動支出計	4,200,000	4,200,000	0
投資活動収支差額	-4,200,000	-4,200,000	0
III 財務活動収支の部			
1.財務活動収入			
財務活動収入計			
2.財務活動支出			
財務活動支出計			
財務活動収支差額			
当期収支差額	0	0	0

令和 5 年 3 月の理事会にて、令和 5 年度の事業計画及び収支予算が承認されましたことをご報告いたします



令和 5 年の申告に向けての準備

青色申告・初心者個別相談会

青梅青色申告会では定期的に講習会を実施しおり、今回は「青色申告・初心者個別相談会」を実施します。

今年から青色申告をする方や、青色申告はしているがよくわからない方、会計ソフトを利用してみたい方などを対象に右記の日程で実施致します。一对一の個別の相談会になりますので、わからないことなどお気軽にお聞きください。



会計ソフトでの帳簿付け。始めるなら“いま”がベスト！

ジョブカン青色申告 年額 5,000 円

青梅青色申告会推奨の「ジョブカン青色申告」なら、インストールから設定、入力方法までご案内致しますのでご安心ください。どのようなソフトが、出来そうかなど実際に体験してから決めていただいて大丈夫です。

持ち物：ソフト購入費 5,000 円、パソコン（または USB）
直近の申告書・決算書、請求書や経費のレシート
事業で使用中の通帳（R5 年1月から記載のもの） など

申告会をご利用ください

申告会事務局にて常時次のような業務をおこなっています。
お気軽にご利用ください。事前にご予約いただくとお待たせしないでご案内できます。



記帳の指導・点検



会計ソフトのサポート



労災・雇用保険



源泉・年末調整



共済・保険など

帳簿、会計ソフトの記帳や入力方法の案内から内容の点検・確認などを行っています。定期的な帳簿の点検をお勧めしています。

労働保険、雇用保険の加入事務代行を行っています。

所得税の源泉徴収や年末調整の手続きなどのサポートを行っています。

青色共済、傷害・がん保険など会員限定のお得な保険にご加入いただけます。

インボイス制度

令和 5 年 10 月より開始されるインボイス制度。消費税に関する新しい制度で個人事業主も関係しており、特に免税事業者の方に大きく影響する可能性があります。ここではポイントをご紹介します。

インボイス制度のポイント

- ①インボイス制度は令和 5 年 10 月 1 日から始まる消費税に関する制度
- ②インボイスの発行には税務署への登録が必要
- ③インボイスとは登録番号などが記載された請求書等のこと
- ④登録番号は“T” から始まる 13 桁の数字
- ⑤預かった消費税 - 支払った消費税（仕入税額控除）＝納める消費税 【本則課税の場合】

- ⑥インボイスがないと「仕入税額控除」できない
- ⑦登録を受けると課税事業者になる
- ⑧取引先からインボイスを求められるのが登録の判断基準のひとつ
- ⑨免税事業者が登録申請を行うと登録日から課税事業者になる
- ⑩インボイス制度開始後 6 年間は経過措置がある

課税事業者の方もインボイスを発行するためには、登録を受ける必要があります。免税事業者の方は登録を受けると消費税の申告義務が生じます。登録を受けるかどうかは、事業者の任意です。

売手・買手の両方の視点から、登録を受けた場合・受けない場合を整理して、ご自身の事業にとってどちらが良いのかを検討しましょう。

インボイス制度に関するお問合せ先【国税庁】

インボイス制度に関する一般的なご相談は、専用ダイヤルで受け付けております。

【専用ダイヤル】0120-205-553（無料）

【受付時間】9：00～17：00（土日祝除く）

詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

